

## 光市郵便入札に関する試行要領

令和3年3月3日

(趣旨)

第1条 この要領は、光市が執行する郵便により行う競争入札（以下「郵便入札」という。）について、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）、光市建設工事等競争入札心得（以下「建設工事等心得」という。）及び光市物品調達等競争入札心得（以下「物品調達等心得」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札方法の指定)

第2条 郵便入札の入札方法については、入札公告又は指名通知書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書及び同封書類（以下「入札書等」という。）の郵送方法
- (2) 入札書等の送付先
- (3) 入札書等の到着期限
- (4) 郵便入札無効の要件
- (5) その他必要な事項

(入札書等の郵送)

第3条 郵便入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札書等を公告又は指名通知書に記載された送付先及び到着期限までに書留等（信書を送付することができ、追跡番号があり、追跡が可能な方法によること。）により郵送しなければならない。この場合において、その費用は、入札参加者の負担とする。

2 前項の入札書等の郵送は、内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

3 内封筒には、入札書を封入し、表面に入札書と明記し、件名（工事名、業務名又は物品名等）、入札参加者の商号又は名称を併せて記入し、貼りつけ部分を届出印で割り印する。なお、入札書に添付する内訳書が必要な場合は、内封筒に同封するものとする。

4 外封筒には、封印した内封筒と必要に応じて積算内訳書を封入し、表面に必要な事項を記入又はのり付けするものとする。

5 郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(郵便入札における入札の辞退)

第4条 郵便入札における入札の辞退については、入札書等の郵送後においても辞退を認めるものとする。この場合において、辞退しようとする入札参加者は、入札日時までに入札辞退届を入札執行者に提出しなければならない。

2 前項の規定による入札辞退届は、入札参加者の代理人によるものは認めない。

(無効とする郵便入札)

第5条 建設工事等心得第11項又は物品調達等心得第10項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する郵便入札は無効とする。

(1) 第3条の規定による郵送方法によらない入札

(2) 入札書等が到着期限を過ぎて到着した入札

(3) 入札書と同封して郵送する必要がある書類のうち、同封されていないものがある入札

(4) 同一の入札参加者名による入札書等が2通以上送付された入札

(5) 代理人の記名押印がある入札

2 到着した入札書等が無効の場合であっても、これを返却しない。

(入札書の開札)

第6条 入札参加者は、入札の開札に立ち会うことができる。

2 入札参加者が立会いを希望するときは、入札日の前日の正午までにファクシミリで入札監理課に申込みを行うものとする。

3 入札参加者は、立会いを代理人に委任することができる。この場合において、当該代理人は、委任状を持参するものとする。

4 市長は、入札参加者(代理人を含む。)が立ち会わない開札を行うときは、当該開札に関係のない市の職員を立ち合わせなければならない。

5 立会いをした者は、当該開札終了後、開札執行確認のための開札確認書(様式第1号)に署名するものとする。

6 開札を傍聴しようとする者は、別に定める定数の範囲内で立ち会うことができる。

7 市長は、前各項に規定する立会い及び傍聴について、感染症防止対策等、

やむを得ない場合は行わないことができる。ただし、この場合において、当該開札に関係のない市の職員を立ち合わせなければならない。

(郵便入札のくじによる落札者の決定)

第7条 郵便入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、落札決定を保留した上で、入札参加者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

2 くじを引く入札参加者は、くじを引くことを代理人に委任することができる。

3 入札参加者がくじを引かないとき、又はくじを引くことができないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の9の規定により、当該入札参加者に代わって落札決定に関係のない市の職員にくじを引かせるものとする。

(入札結果等の通知)

第8条 市長は、郵便入札の結果は、ファクシミリで入札参加者に通知するものとする。

2 市長は、別に定めるところにより落札を保留した場合は、入札参加者に対し、ファクシミリでその旨を通知するものとする。

(再度入札)

第9条 市長は、郵便入札の開札において再度入札が必要となった場合には、郵便入札の開札日から1日以上の間を置いて、郵便入札により実施するものとする。

2 再度入札の対象となる入札参加者に対しては、再度入札通知書(様式第2号)をファクシミリで通知するものとする。また、郵便入札において無効若しくは不落札となる入札をした者又は失格となった者に対しては、郵便入札(無効・不落札・失格)通知書(様式第3号)をファクシミリで通知するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

開札確認書

年 月 日

下記の郵便入札の開札に立ち会い、開札が公正かつ適正に実施されたことを確認します。

記

件名（工事名、業務名、物品名等）

開札日 年 月 日

開札立会者

住所

商号又は名称

代表者氏名

住所

商号又は名称

代表者氏名

住所

商号又は名称

代表者氏名

住所

商号又は名称

代表者氏名

※ 開札立会者の人数により適時増減する。

※ 光市職員が開札立会者となる場合は、所属及び職名を記載し、署名する。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

再度入札通知書

様

光市長

年 月 日に郵便入札により実施した、下記の入札について、落札者又は落札候補者（低入札価格調査制度を適用した入札にあつては、調査対象者を含む。）が決定しなかったため、下記の日程で再度入札を実施しますので通知します。

記

件名 （工事名、業務名、物品名等）	
再度入札の入札書の到着期限	
再度入札の日時	
再度入札の場所	
前回入札における有効入札の 最低価格	円

※入札書の日付は、年 月 日としてください。

※辞退の場合は、辞退届を提出してください。

※受信確認のため、下欄に記入の上、ファクシミリにて御返送をお願いします。

受領会社名（ゴム印可）	担当者名

担当課

F A X

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

郵便入札（無効・不落札・失格）通知書

様

光市長

年 月 日に郵便入札により実施した、下記の入札について、落札者又は落札候補者（低入札価格調査制度を適用した入札にあつては、調査対象者を含む。）が決定しなかったため、再度入札を実施しますが、貴社の入札は（無効・不落札・失格）であったため、再度入札に参加できませんのでその旨通知します。

なお、落札者が決定した場合は、光市ホームページで公表します。

記

件名 (工事名、業務名、物品名等)	
入 札 結 果	無効    不落札    失格
理 由	

※受信確認のため、下欄に記入の上、ファクシミリにて御返送をお願いします。

受領会社名（ゴム印可）	担当者名

担当課

F A X